

# 平成23年度予算の概要について

## 平成23年度障害保健福祉関係予算の概要

(22年度予算額) 1兆1,202億円 **➡** (23年度予算) 1兆1,815億円(対前年度+613億円、+5.5%) (うち特別枠) 100億円【別紙参照】

### 【主な施策】

(対前年度増 減額)

**障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業(特別枠) 100億円**

**障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害者支援の推進**  
1兆1,791億円(+615億円)

良質な障害福祉サービス等の確保 6,787億円(+627億円)

平成22年12月10日に公布された障害者自立支援法の一部改正法(議員立法)のうち平成23年度中に施行するもの

グループホーム・ケアホーム等の利用の際の助成(平成23年10月1日施行)  
同行援護(重度視覚障害者の移動支援)の創設(平成23年10月1日施行)

障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 1,991億円(+37億円)

自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

障害児施設に係る給付費等の確保 712億円(+2億円)

重症心身障害児(者)に対する在宅支援の推進 35億円(+3.5億円)

障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.1億円(0.6億円)

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施(新規) 3.1億円(-)

精神障害者アウトリーチ推進事業(新規) 7.0億円(-)

認知行動療法の普及の推進 1億円(-)等

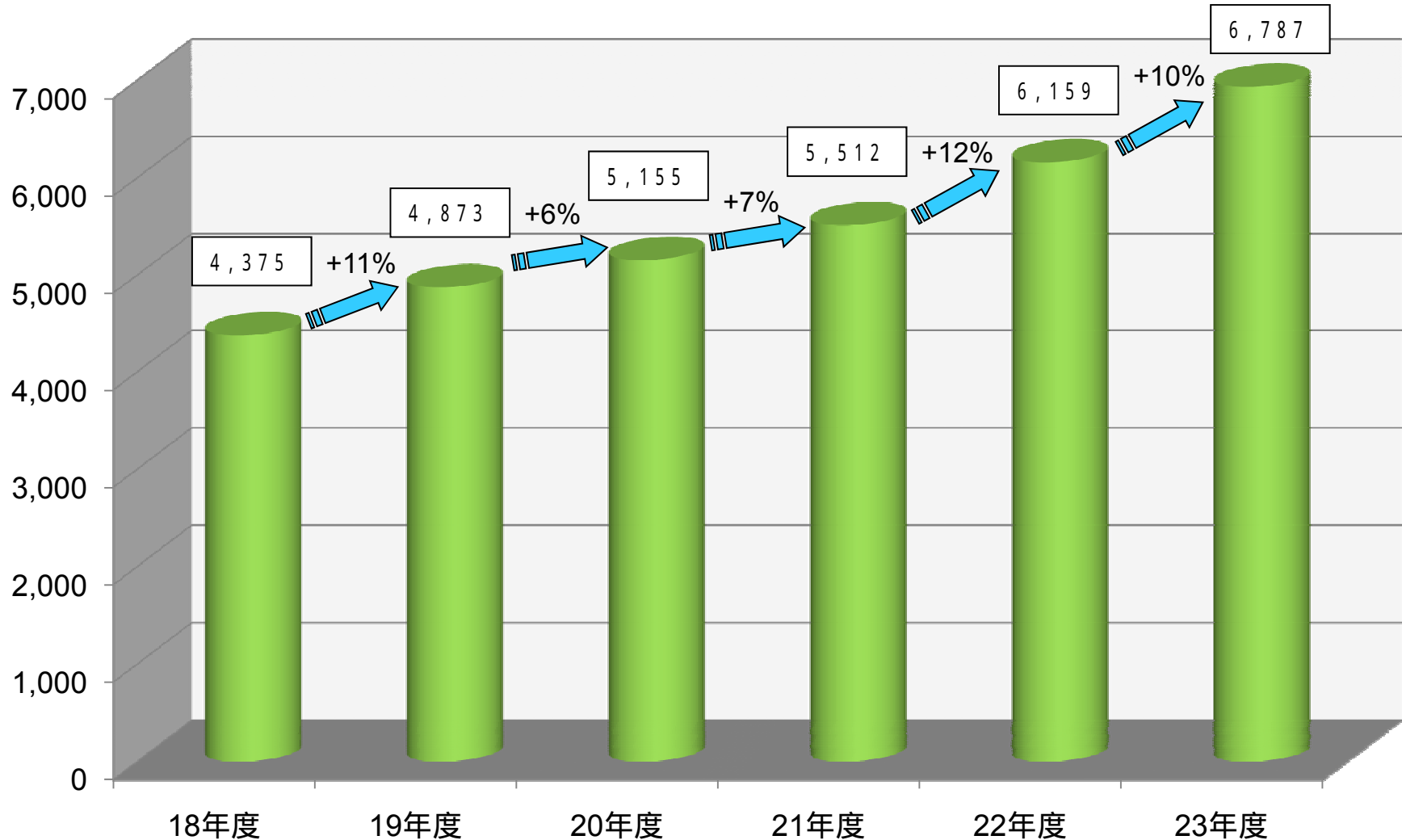
**発達障害者等支援施策の推進 7.8億円(+0.3億円)**

巡回支援専門員整備事業【新規】(1.6億円)等

**自殺・うつ病対策の推進 13億円(+7.6億円)**

# 障害福祉サービス予算の推移

障害福祉サービス予算は着実な伸びを確保している



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前後の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス関係予算(支援費、自立支援給付、地域生活支援事業等)を積み上げたものである。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成19年度～23年度については、自立支援法に基づく現行のサービス体系における予算(平成20年度は補正後)である。

## 障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業

特別枠措置  
100億円

### (1) 地域移行のための安心生活支援 (障害者の地域移行・地域生活の推進に意欲のある自治体で実施)

～ の事業について、市町村単位で実施 10億円 (実施か所数: 100か所)

#### 地域移行推進重点プランの作成

各市町村で障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプランを作成する。  
(地域移行支援計画の作成費)

#### 地域安心生活支援体制強化事業

プランに基づき、各市町村で夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の事業を面的に一体的に行う体制を整備する。  
(支援体制を確保するための人件費)

#### 地域移行特別支援事業

の事業を市町村が実施するにあたり、障害者が移動支援やコミュニケーション支援等、地域での活動支援を更に必要とする場合には、その経費を重点的に支援する。  
(既存の各種事業の必要量を確保)

の事業について、県単位で実施 7億円 (実施か所数: 25か所)

#### 精神障害者アウトリーチ(訪問支援)推進事業

各都道府県で地域での精神保健福祉に経験と実績のある多職種チームを設置し、在宅で未治療の者、治療を中断している重症の患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施する。  
(アウトリーチチームの活動費(人件費等)等)

### (2) 地域で暮らす場の整備促進 83億円

#### 地域移行する障害者に対応(都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成)

障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム・ケアホーム等の地域で暮らす「住まいの場」や、「日中活動の場」等を整備する。  
(グループホーム、ケアホーム/昼夜別で選択して利用できる新体系サービス/就労支援等の日中活動系サービス)

# (1) 地域移行のための安心生活支援

23予算:10億円

障害者の地域での安心した暮らしを支える体制整備等を推進する。(実施箇所数:100か所)

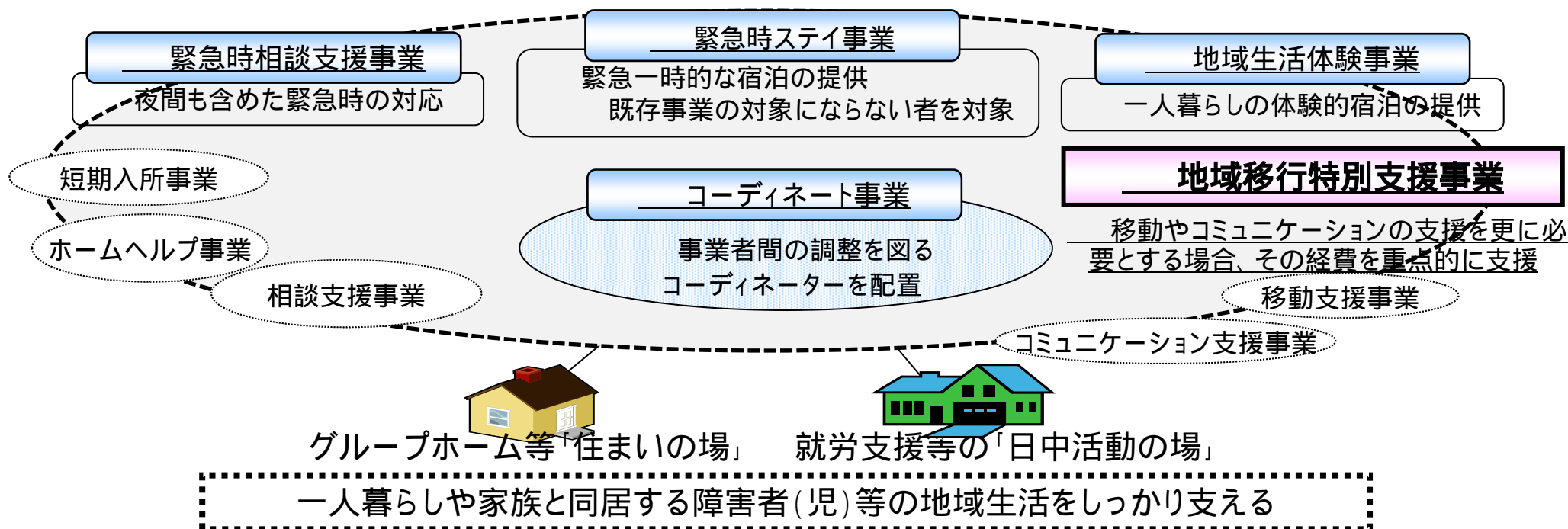
## 地域移行推進重点プランの作成

各市町村において、障害者の地域移行を総合的かつ重点的に進めるためのプランを作成する。

プランには、の～に掲げる事業など、面的な地域生活支援策を盛り込む

## 地域安心生活支援体制強化事業

既存事業の谷間を埋めるとともに、既存事業を強化し、障害者の地域生活を面的に支援する体制を整備する。



# 精神障害者アウトリーチ推進事業

23予算: 7億円

精神障害者の在宅での生活を、医療を含む多職種チームによる訪問等で支える。(実施箇所数: 25か所)

## こころの総合支援チーム (想定されるチーム構成)



ピアサポーター  
(当事者)



作業療法士



看護師



精神科医



臨床心理士



相談支援専門員



精神保健福祉士

【対象者】  
自ら専門機関に相談することができない者  
・医療中断者、未治療者  
・早期支援が必要な者  
・ひきこもりの者等

(都道府県)

- ・医療法人等に事業委託
- ・事業運営に係る評価



対象者の紹介

家族等からの相談

受付・受理

(地域の関係機関)

- ・保健所、市町村
- ・医療機関
- ・障害福祉サービス事業所
- ・介護保険事業所
- ・教育機関
- ・地域自立支援協議会等

情報交換等による連携

【特徴】

- ・医療や福祉サービスにつながっていない段階からアウトリーチ(訪問)による支援を行う。
- ・精神科病院、地域活動支援センター等に専従の多職種チームを設置し、対象者及びその家族に対し支援を行う。



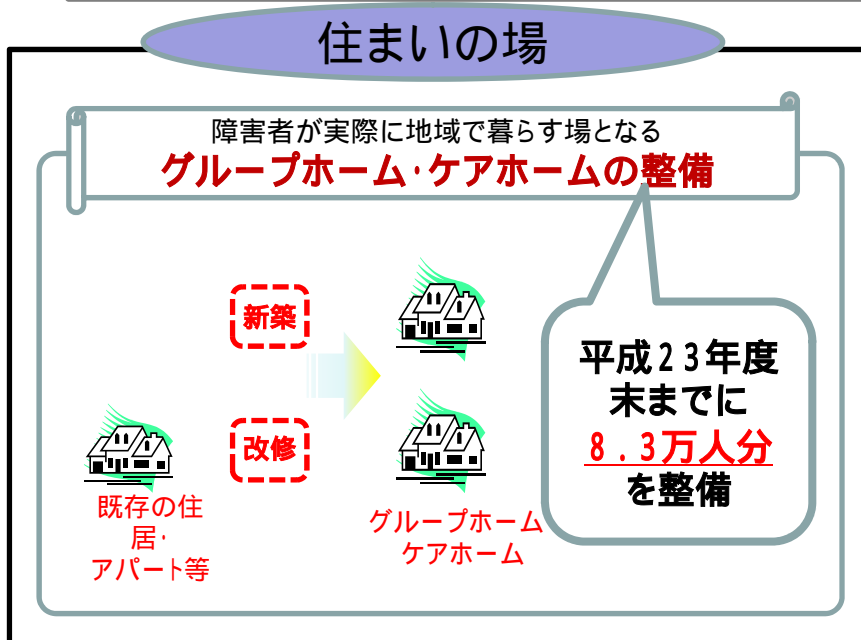
## (2) 地域で暮らす場の整備促進

23 予算: 83億円

(1)の地域移行推進重点プランと事業と連携しながら、  
グループホーム等の「住まいの場」や「日中活動の場」など、障害者が地域で暮らす場の整備を進める。

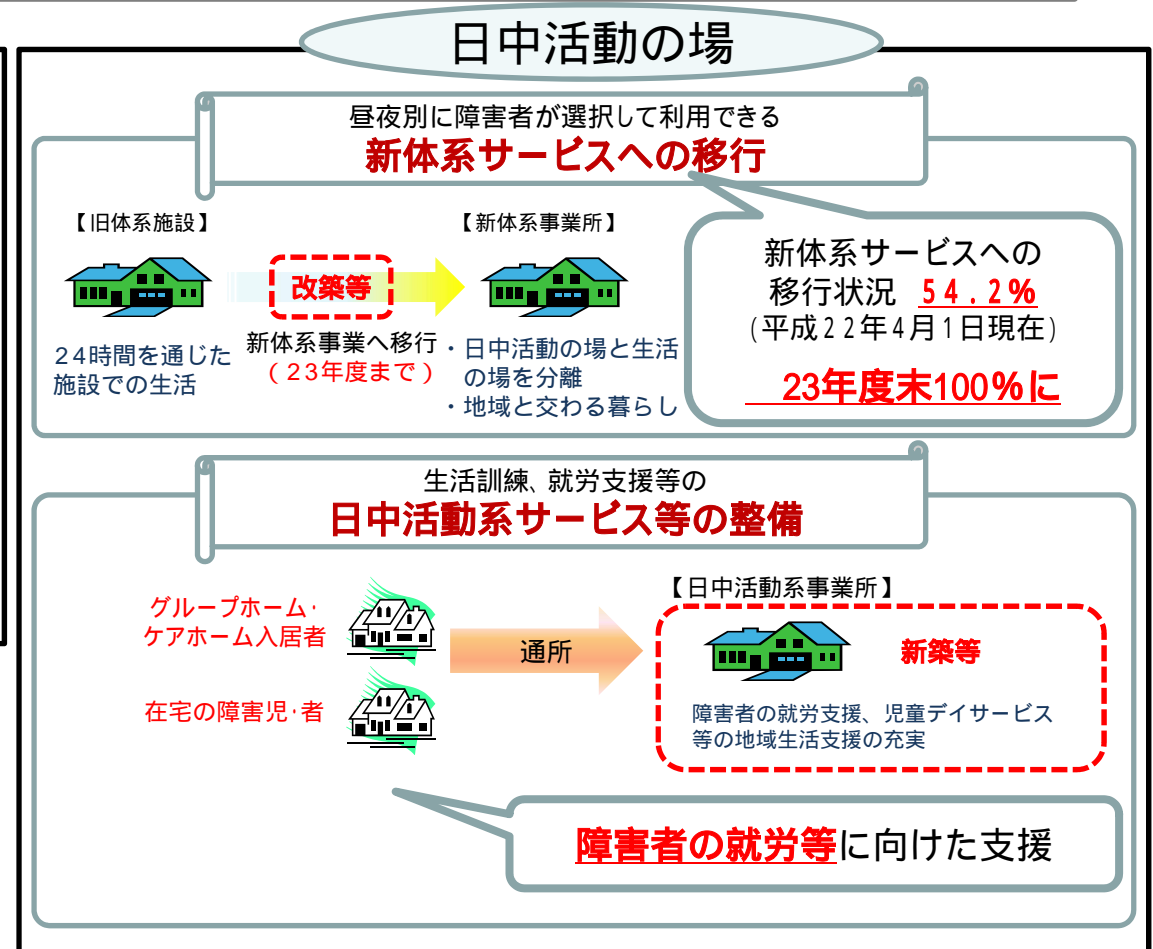
(都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成)

### 住まいの場



- 1 グループホーム等の8.3万人分整備は、都道府県の障害福祉計画の目標値
- 2 既存の住居・アパート等についても、国土交通省の「高齢者等居住安定化推進事業」と連携
- 3 NPO法人等を新たに補助事業者とする。(新しい公共に対応)

### 日中活動の場



# 新体系サービスへの移行等について



# 障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

## 3障害一元化

身体、知的、精神障害者たてわりのサービス(精神障害者は支援費制度の対象外)

**3障害の制度格差を解消**し、障害の種別を問わず利用可能  
**重複障害者**なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

## 昼夜分離

24時間同一施設で生活

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能  
**「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ**

## 地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

地域生活支援や就労支援といった**地域で生活していくために必要なサービスを創設**

## サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

「介護」、「訓練」、「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

# 利用者本位のサービス体系へ再編

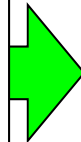
旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

## <再編前:旧体系>

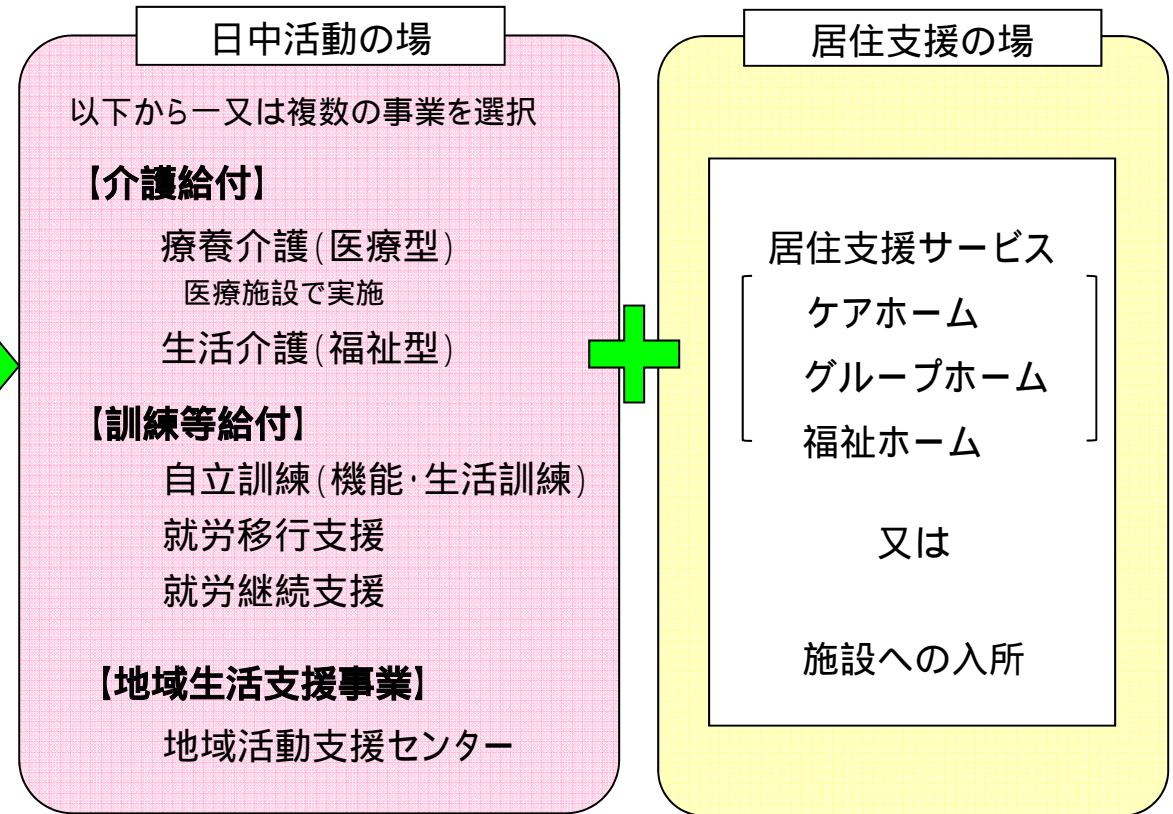
- 重症心身障害児施設  
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター  
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス

### 新体系 へ移行

地域移行等の促進  
3  
障害一元化



## <再編後:新体系>



## 第174回通常国会・衆・予算委員会[平成22年2月15日(月)] (公)高木美智代議員質疑【新体系移行関係部分を抜粋】

(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているというところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったんではないかという深い反省に立っておりまして、今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいんでしょうか。

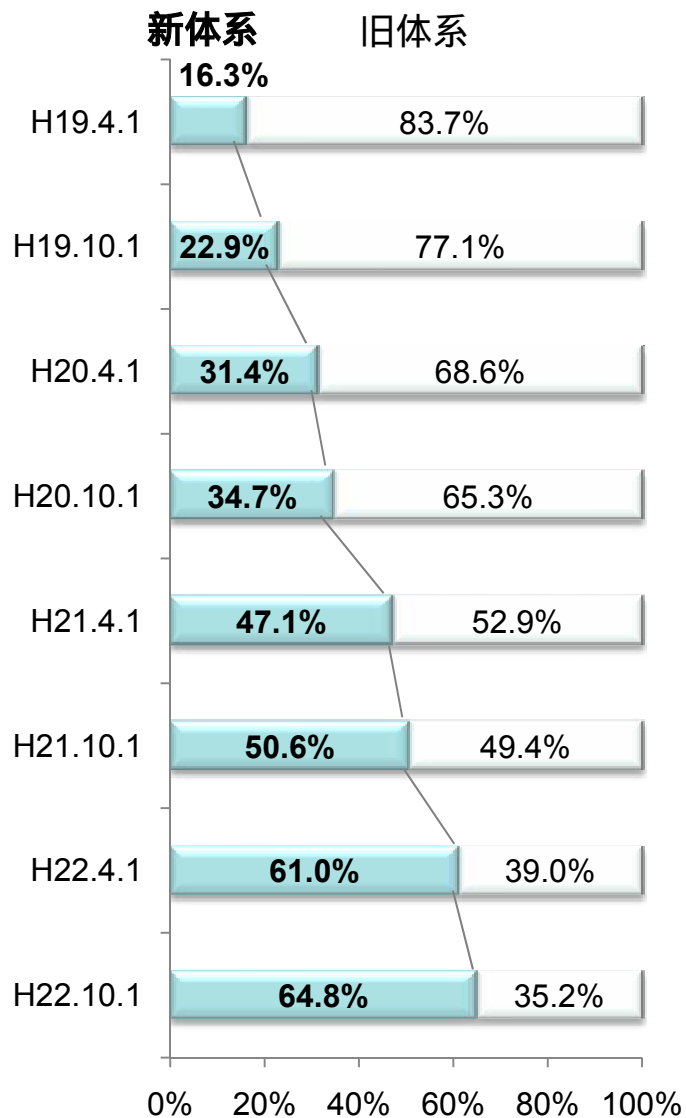
(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでありまして。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直すし、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。

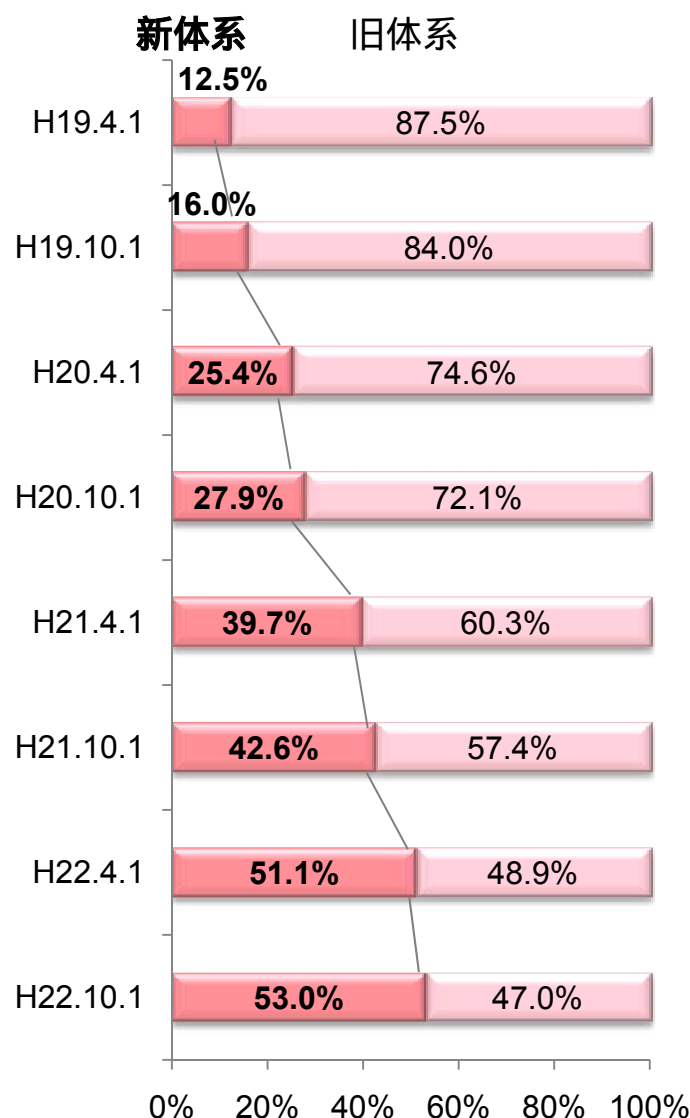
# 新体系サービスへの移行について

新体系サービスへの移行率は、平成22年10月1日時点で56.5%。

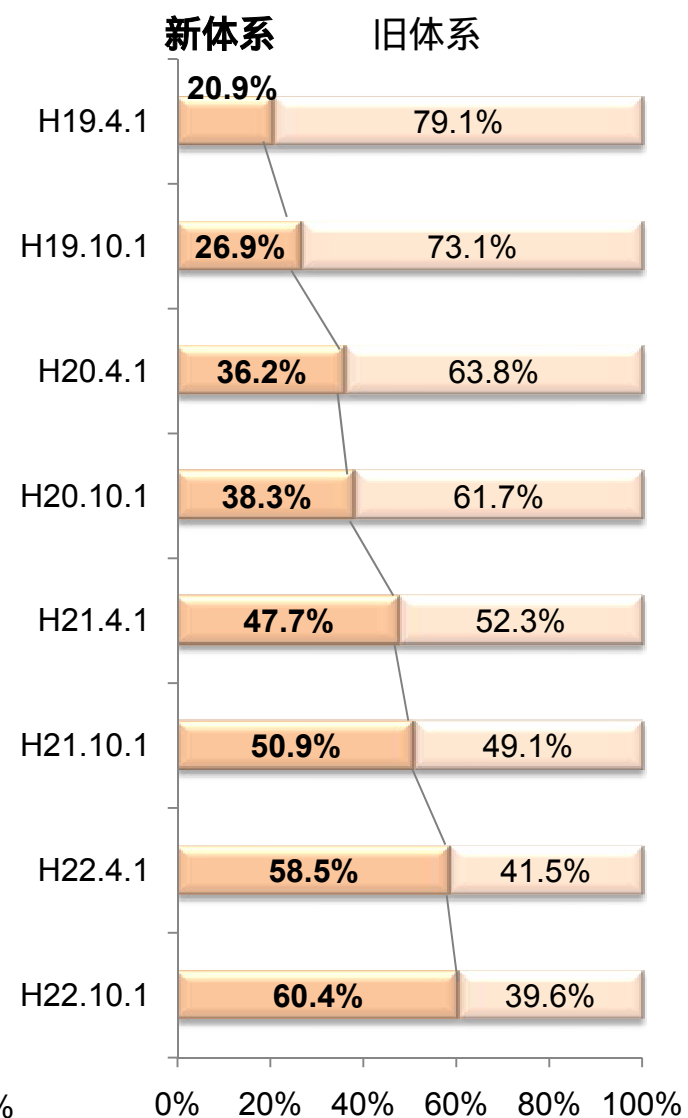
## 身体障害者更生援護施設



## 知的障害者援護施設



## 精神障害者社会復帰施設



# 新体系サービスへの移行支援策

## 1. 新体系サービスの報酬

新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。

- ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）

10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援

- ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）

利用者1人につき500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等

- ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合）

90単位/日 施設入所支援

- ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価

定員20～40人の場合（7.5：1）527単位/日（参考）（10：1）481単位/日

## 2. 移行後の収入の保障

### 従前額保障

新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

## 3. その他

新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成

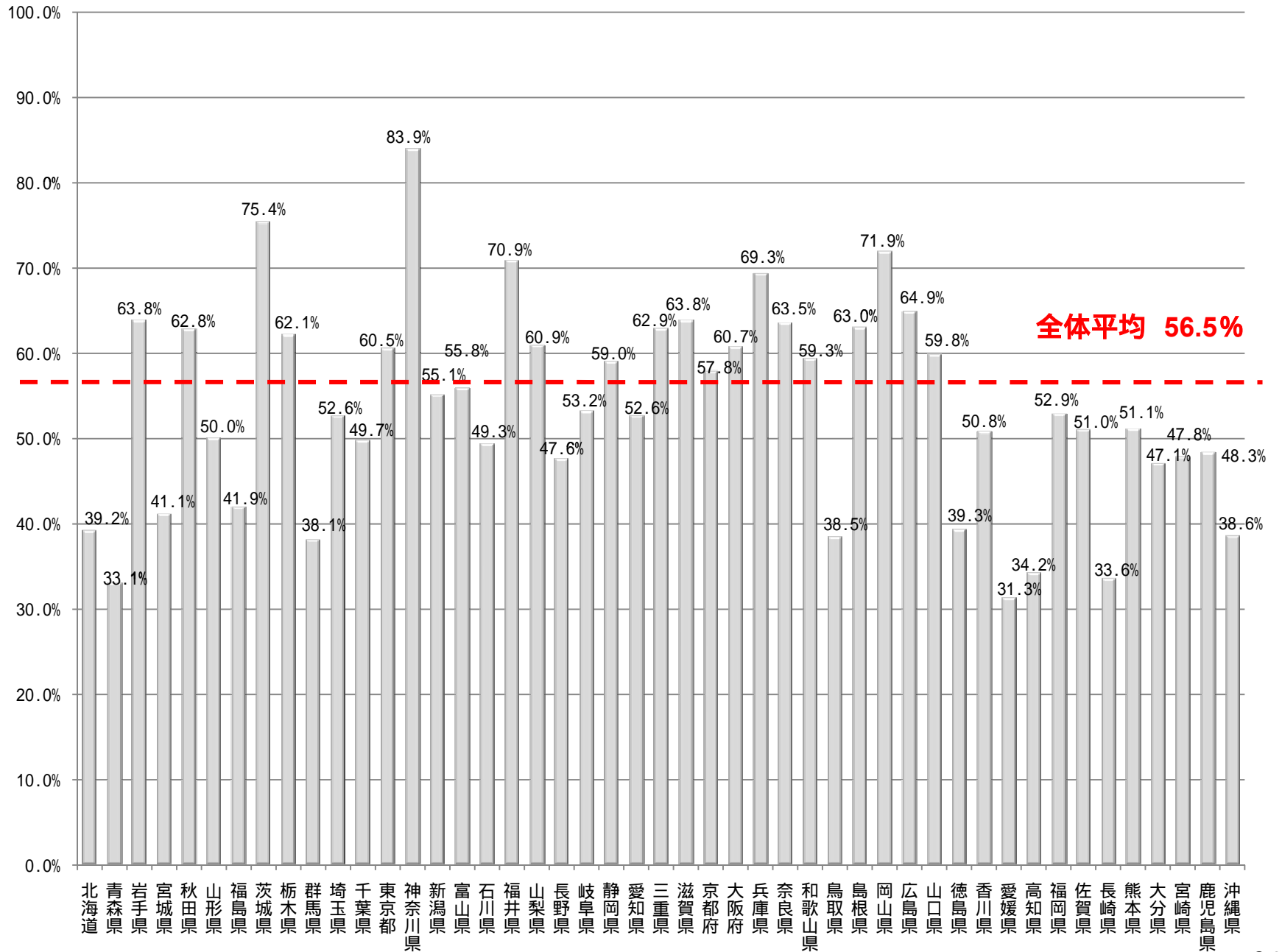
助成額：2,000万円以内（1施設当たり）

新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成

基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合 5,700円（利用者1人当たり） 22年度の単価

# 新体系サービスへの移行率(都道府県別) H22.10.1時点

都道府県名	平均
北海道	39.2%
青森県	33.1%
岩手県	63.8%
宮城県	41.1%
秋田県	62.8%
山形県	50.0%
福島県	41.9%
茨城県	75.4%
栃木県	62.1%
群馬県	38.1%
埼玉県	52.6%
千葉県	49.7%
東京都	60.5%
神奈川県	83.9%
新潟県	55.1%
富山県	55.8%
石川県	49.3%
福井県	70.9%
山梨県	60.9%
長野県	47.6%
岐阜県	53.2%
静岡県	59.0%
愛知県	52.6%
三重県	62.9%
滋賀県	63.8%
京都府	57.8%
大阪府	60.7%
兵庫県	69.3%
奈良県	63.5%
和歌山県	59.3%
鳥取県	38.5%
島根県	63.0%
岡山県	71.9%
広島県	64.9%
山口県	59.8%
徳島県	39.3%
香川県	50.8%
愛媛県	31.3%
高知県	34.2%
福岡県	52.9%
佐賀県	51.0%
長崎県	33.6%
熊本県	51.1%
大分県	47.1%
宮崎県	47.8%
鹿児島県	48.3%
沖縄県	38.6%
全体平均	56.5%





## 新体系サービスへの移行状況(施設種別の内訳)

	平成18年	平成19年				平成20年				平成21年				平成22年				差し引き 指定数 (旧体系)
	9月30日 指定数	4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		
		新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	
<b>(1) 身体障害者更生援護施設</b>																		
身体障害者療護施設	503	43	8.55%	68	13.52%	101	20.08%	116	23.06%	179	35.59%	205	40.76%	272	54.08%	302	60.04%	201
身体障害者更生施設	106	15	14.15%	19	17.92%	29	27.36%	33	31.13%	49	46.23%	50	47.17%	64	60.38%	67	63.21%	39
身体障害者入所授産施設	202	20	9.90%	26	12.87%	44	21.78%	53	26.24%	73	36.14%	83	41.09%	104	51.49%	109	53.96%	93
身体障害者通所授産施設	343	70	20.41%	102	29.74%	133	38.78%	143	41.69%	178	51.90%	181	52.77%	208	60.64%	218	63.56%	125
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.13%	99	41.42%	124	51.88%	135	56.49%	175	73.22%	182	76.15%	200	83.68%	206	86.19%	33
身体障害者福祉工場	34	12	35.29%	13	38.24%	17	50.00%	15	44.12%	18	52.94%	21	61.76%	23	67.65%	23	67.65%	11
<b>合 計</b>	<b>1,427</b>	<b>232</b>	<b>16.26%</b>	<b>327</b>	<b>22.92%</b>	<b>448</b>	<b>31.39%</b>	<b>495</b>	<b>34.69%</b>	<b>672</b>	<b>47.09%</b>	<b>722</b>	<b>50.60%</b>	<b>871</b>	<b>61.04%</b>	<b>925</b>	<b>64.82%</b>	<b>502</b>
<b>(2) 知的障害者援護施設</b>																		
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.09%	107	7.36%	224	15.42%	264	18.17%	438	30.14%	496	34.14%	646	44.46%	687	47.28%	766
知的障害者入所授産施設	227	12	5.29%	18	7.93%	33	14.54%	38	16.74%	57	25.11%	68	29.96%	80	35.24%	82	36.12%	145
知的障害者通勤寮	126	6	4.76%	9	7.14%	13	10.32%	15	11.90%	23	18.25%	28	22.22%	39	30.95%	41	32.54%	85
知的障害者通所更生施設	604	93	15.40%	119	19.70%	188	31.13%	189	31.29%	270	44.70%	283	46.85%	331	54.80%	340	56.29%	264
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.14%	235	14.38%	398	24.36%	440	26.93%	651	39.84%	683	41.80%	813	49.76%	842	51.53%	792
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.25%	199	45.85%	254	58.53%	272	62.67%	314	72.35%	325	74.88%	361	83.18%	364	83.87%	70
知的障害者福祉工場	70	35	50.00%	40	57.14%	46	65.71%	49	70.00%	52	74.29%	53	75.71%	54	77.14%	56	80.00%	14
<b>合 計</b>	<b>4,548</b>	<b>568</b>	<b>12.49%</b>	<b>727</b>	<b>15.99%</b>	<b>1,156</b>	<b>25.42%</b>	<b>1,267</b>	<b>27.86%</b>	<b>1,805</b>	<b>39.69%</b>	<b>1,936</b>	<b>42.57%</b>	<b>2,324</b>	<b>51.10%</b>	<b>2,412</b>	<b>53.03%</b>	<b>2,136</b>
<b>(3) 精神障害者社会復帰施設</b>																		
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.48%	29	9.90%	40	13.65%	42	14.33%	62	21.16%	66	22.53%	78	26.62%	82	27.99%	211
精神障害者入所授産施設	29	5	17.24%	6	20.69%	8	27.59%	9	31.03%	12	41.38%	13	44.83%	14	48.28%	14	48.28%	15
精神障害者通所授産施設	305	71	23.28%	87	28.52%	119	39.02%	123	40.33%	151	49.51%	157	51.48%	181	59.34%	184	60.33%	121
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.84%	138	39.77%	184	53.03%	195	56.20%	236	68.01%	255	73.49%	293	84.44%	303	87.32%	44
精神障害者福祉工場	19	6	31.58%	7	36.84%	8	42.11%	11	57.89%	13	68.42%	14	73.68%	15	78.95%	17	89.47%	2
<b>合 計</b>	<b>993</b>	<b>208</b>	<b>20.95%</b>	<b>267</b>	<b>26.89%</b>	<b>359</b>	<b>36.15%</b>	<b>380</b>	<b>38.27%</b>	<b>474</b>	<b>47.73%</b>	<b>505</b>	<b>50.86%</b>	<b>581</b>	<b>58.51%</b>	<b>600</b>	<b>60.42%</b>	<b>393</b>
<b>(4) 合 計</b>																		
<b>合 計</b>	<b>6,968</b>	<b>1,008</b>	<b>14.47%</b>	<b>1,321</b>	<b>18.96%</b>	<b>1,963</b>	<b>28.17%</b>	<b>2,142</b>	<b>30.74%</b>	<b>2,951</b>	<b>42.35%</b>	<b>3,163</b>	<b>45.39%</b>	<b>3,776</b>	<b>54.19%</b>	<b>3,937</b>	<b>56.50%</b>	<b>3,031</b>

平成18年9月末日に事業をおこなっていた旧法施設等のうち、新体系に移行した施設数及びその割合(厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調べ)

# 新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定等についてのアンケート結果

## 1. アンケート実施概要

送付事業数	3,298か所(全ての旧体系サービスの事業所)
回答事業所数	2,262か所
回答率	68.6%
調査方法	都道府県を通じ全ての旧体系サービスの事業所にアンケート用紙を送付し、平成22年4月30日までに回答があったものについて集計を行った。

## 2. 今後の移行時期を決めている事業所の割合

	総数	具体的な移行時期を決めている	移行時期は未定	無回答
か所数	2,262か所	1,663か所	595か所	4か所
割合	100%	73.5%	26.3%	0.2%

## 3. 具体的な移行時期

移行予定時期	H22.10まで	H23.4まで	H23.10まで	H24.3まで	(合計)
か所数	146か所	109か所	786か所	620か所	1,663か所
割合	8.8%	6.6%	47.3%	37.3%	100%

合計には、無効回答の2か所を含む

## 4. 未だ新体系へ移行していない理由

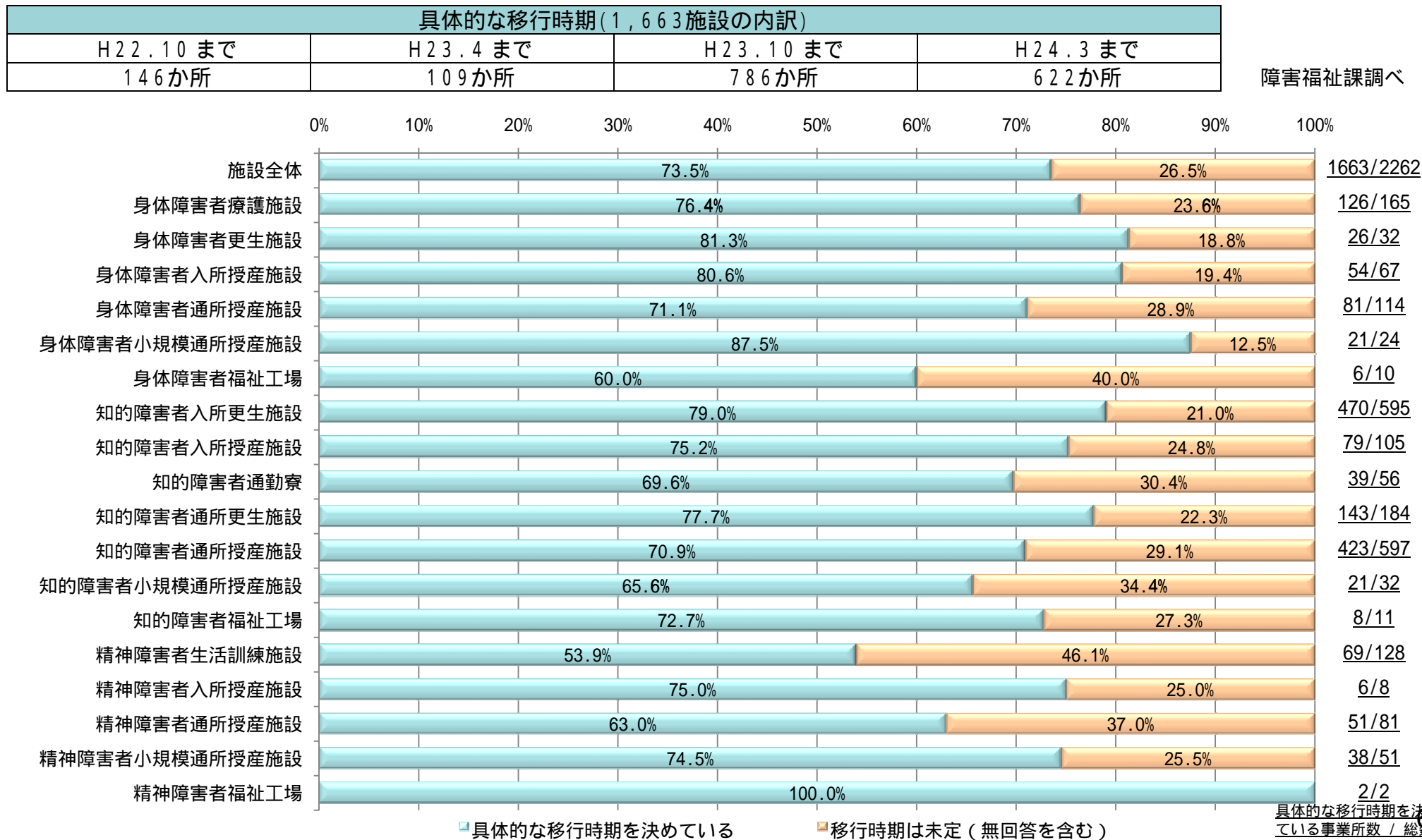
	総数	利用者の希望・意向による	検討材料が不足している	具体的なイメージがわからない	他施設の移行の様子を見たい	旧体系でぎりぎりまで様子を見たい	報酬の増減が読めない	都道府県・市町村との協議による	その他	無回答
か所数	2,262か所	71か所	228か所	88か所	167か所	780か所	499か所	142か所	494か所	85か所
割合	100%	3.1%	10.1%	3.9%	7.4%	34.5%	22.1%	6.3%	21.8%	3.8%

複数回答を行った事業所があるため、回答の積み上げ数は総数と一致しない



# 新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定(アンケート調査結果) H22.4.1時点

新体系サービスへの今後の移行予定については、回答のあった2,262か所の事業所のうち、**73.5%**に当たる**1,663施設が具体的な時期を決めている。**



# 新体系事業所の経営状況の改善について

旧体系より新体系の事業者等の方が、収支差率の高い施設が多い（平成20年経営実態調査）

## 収支差率の分布割合

収支差率	- 60%	- 40%	- 20%	0%	+ 20%	+ 40%	+ 60%
新体系	0.8%	1.6%	3.1%	33.0%	13.1%	3.1%	1.0%
旧体系	0.4%	0.6%	1.9%	51.3%	10.4%	1.2%	0.3%

従前額保障（ ）が適用される新体系の事業所等の割合が、報酬改定後には減少しており、報酬改定により経営状況が改善されたことが伺える。

新体系事業所等の報酬が、移行前の報酬水準を下回った場合、その差額を助成する制度（基金事業）

従前額保障の対象事業所の割合（新体系）

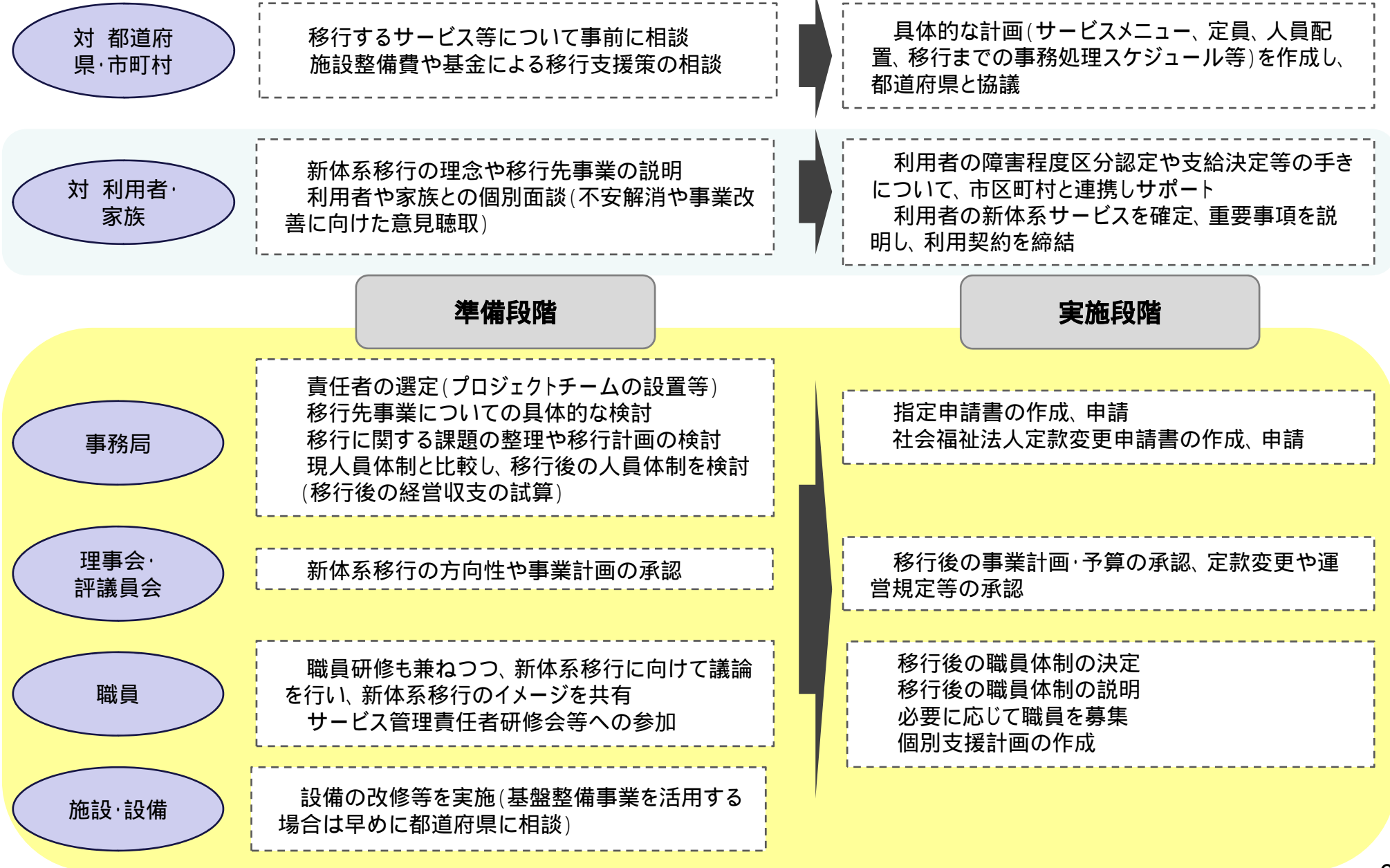
平成21年3月

9.1%

平成21年4月

4.6% ( 4.5% )

## 新体系移行のために事業者が行う業務の概要



# 新体系サービス移行の具体的なスケジュール(例)

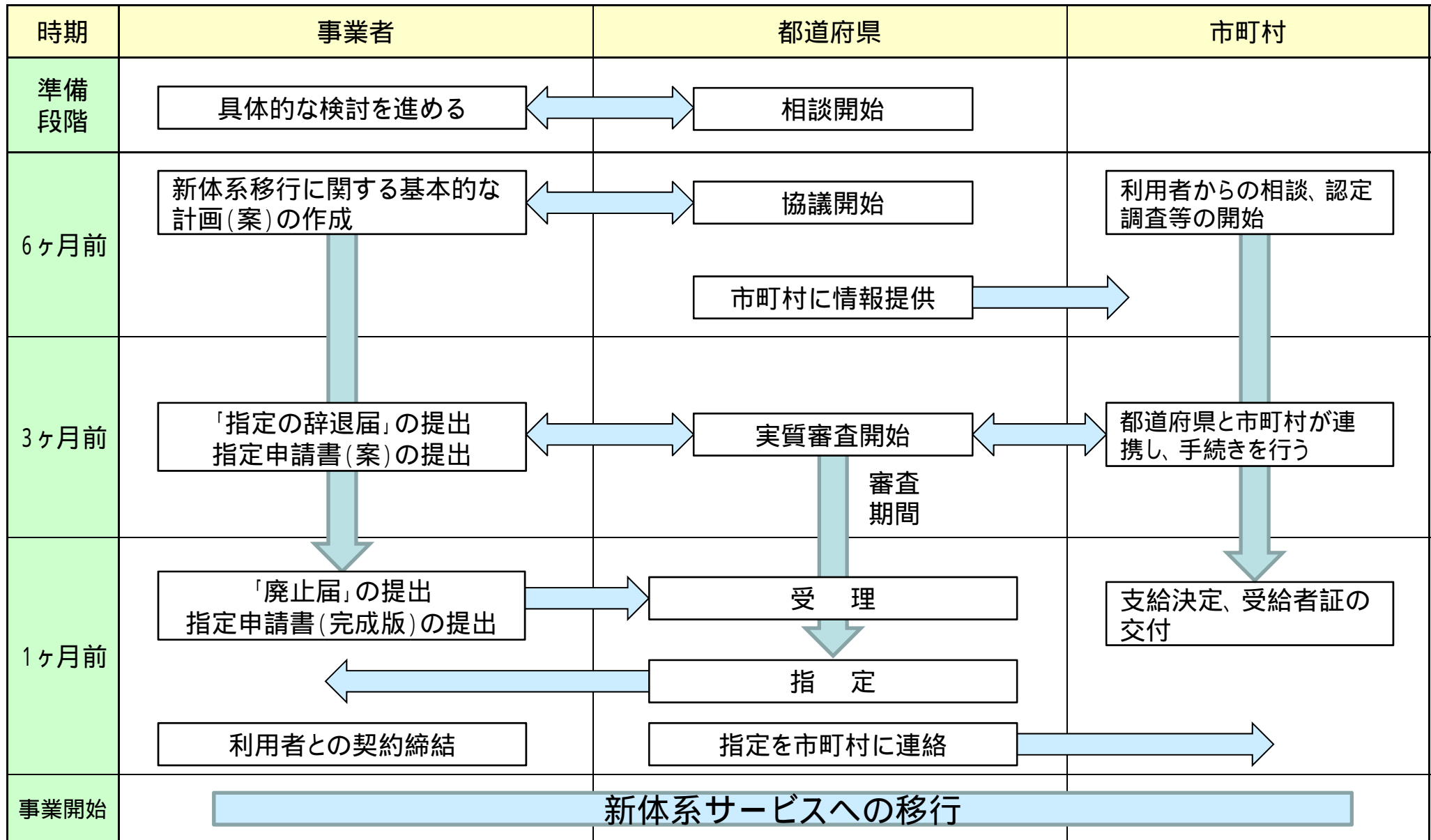
## 社会福祉法人・施設における必要な準備

- ・事務責任者の選定(新体系移行プロジェクトチーム等の設置)
- ・移行先事業について具体的な検討を進め、都道府県及び区市町村へ相談(施設整備費や基金による移行支援策の活用の相談)
- ・理事会や評議会の開催(新体系サービス移行への方向性を検討)
- ・新体系移行の具体的な計画(案)の策定に向け、移行に関する課題の整理や実施スケジュールの検討
- ・サービス管理責任者研修会への職員派遣等、移行後の人員配置の検討(職員研修も兼ねつつ新体系移行に向けての議論開始)
- ・利用者や家族に対し、新体系の理念や移行先事業に関する説明(区市町村と連携し、適宜、障害程度区分の認定手続を進める)

時期	社会福祉法人・施設の許認可関係	施設の運営関係	利用者・家族関係
6ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体系移行に関する具体的な計画(案)(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール)を作成し、都道府県との協議を開始。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行先事業について、利用者や家族への具体的な説明と同意</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現人員体制と比較し、移行後の体制を検討(移行後の事業収支の試算、経営予測)</li> </ul>		
3ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、職員の募集や設備の改修等を開始</li> <li>・社会福祉法定款変更申請書の作成開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、人員配置や運営方針の再検討</li> <li>・請求事務に関する相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者や家族と個別面談を開始(随時、不安解消や事業改善に向けた意見聴取)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定の辞退届」の提出</li> <li>・指定申請書(案)の提出(都道府県の実質審査の開始)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対し、移行後の職員体制の説明</li> <li>・移行後の職員体制の決定</li> </ul>	
2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会・評議員会の開催</li> <li>・新体系移行後の事業計画・予算の承認</li> <li>・定款変更の承認</li> <li>・運営規程等の諸規程変更の承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書の作成</li> <li>・個別支援計画様式、諸記録様式の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体系サービス利用者の確定</li> <li>・利用契約書の作成</li> <li>・支給決定と受給者証の受領予定の確認</li> </ul>
1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃止届」の提出</li> <li>・定款変更申請書の提出</li> <li>・正式な指定申請書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業パンフレットの作成、ホームページの変更</li> <li>・新体系サービス移行後の会計・報酬請求実務の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ごとの個別支援計画の作成</li> <li>・利用契約の締結、重要事項説明書等の交付</li> <li>・受給者証の受領</li> </ul>
事業開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体系サービス事業所の指定や定款変更の認可</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0ff; padding: 5px; display: inline-block;">新体系サービスへの移行</div>	

新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

## 事業者指定のスケジュール(例)



新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

## 報酬改定について

### (1) 報酬改定について

障害福祉サービス費用に係る報酬については、3年に一度の改定を基本としており、次期報酬改定は平成24年4月を予定している。次期報酬改定については、平成21年4月の報酬改定の効果等を勘案しつつ、障害者自立支援法等の改正などを踏まえて検討することとしている。

### (2) 障害福祉サービス等経営実態調査等の実施について

以上のことから、障害福祉サービス事業所等の事業経営の状況、障害福祉サービス事業等の提供の実態や実施に係る経過措置(就労継続支援を行う障害者支援施設、食事提供体制加算、サービス管理責任者の要件緩和等)を把握するため、障害福祉サービス事業所等を対象とした経営実態調査及びサービス提供実態調査を行うこととしている。

本調査は、民間のシンクタンクに委託し、平成23年5月中に、抽出した全国の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等に対して調査票を送付し、平成23年9月末を目途にとりまとめを行う予定であるので、各都道府県におかれては、円滑に調査が行われるよう、管内事業者等に協力をいただけるよう周知をお願いしたい。

平成23年2月22日障害福祉関係主管課長会議資料より抜粋(一部更新)



## サービス管理責任者について

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においては、サービス管理責任者の配置が必要である(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援を除く)。

このため、各都道府県においては、旧体系施設の事業者に対し、

- ・ サービス管理責任者研修の受講漏れがないよう研修開催時期の周知を図ること
- ・ 地域生活支援事業における補助事業を活用し、サービス管理責任者研修の開催回数を増やすこと
- ・ サービス管理責任者の要件のうち実務経験の年数を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」の活用を検討すること

### (参考)サービス管理責任者資格要件弾力化事業について

平成22年6月2日に構造改革特別区域推進本部において、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に係る政府の対応方針」が決定されたことに伴い、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行の促進を図るため、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を新たに実施している。

等により、サービス管理責任者の資格要件を備える職員が確保されるよう支援し、円滑に新体系サービスへ移行できるようご配慮願いたい。

平成23年2月22日障害福祉関係主管課長会議資料より抜粋

## 障害福祉計画におけるサービス見込量と事業者指定の関係について

都道府県知事は、事業者から指定障害福祉サービス事業又は障害者支援施設の指定申請があった場合、都道府県障害福祉計画において定めるサービス見込み量又は必要入所定員総数に達しているか、又はこれを超える見込みであるとき、その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害福祉サービス基盤の整備を計画的に実施するため、当該指定をしないことができることとされている(障害者自立支援法第36条第4項及び第38条第2項)。

この、規定については、

- ・ 現在の利用者が円滑に新体系サービスを利用できるよう、旧体系施設事業者の移行計画書に基づく移行については、計画の数値を上回る場合でも、指定することができる
  - ・ 新規事業者については、計画の見込量を超過する場合には、指定を行わないことができる
- としているところである。(平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料)

各都道府県におかれては、この取扱いを改めてご確認頂き、旧体系施設が円滑に新体系へ移行できるようご配慮願いたい。

(参考)WAMNET...平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料.....

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory50/59FDF6E966A5A5664925716F002966E0?OpenDocument>

平成23年2月22日障害福祉関係主管課長会議資料より抜粋